

平成 22 年度「米国の国際競争力強化政策」調査
に係る委託先の公募について

平成 22 年 12 月 28 日

日本機械輸出組合

総務企画グループ

1. 調査目的

米国の①国際競争力政策の立案、決定、実施のメカニズム、②具体的な政策・内容、③国際競争力関係官庁、機関の具体的な実施内容、成果を調べることによって、米国がどのような政策を取ろうとしているか、国際競争力強化にどのように関わっているか、どのような効果を上げているかを調把握し、我が国の国際競争力強化のための具体的政策を提言する。

2. 調査内容

調査内容・項目

米国について以下の調査項目を調査する。

(1)米国の国際競争力強化政策、実施メカニズム(別添1作成)

具体的な競争力強化政策がどこで立案され、どのような過程を経て実施されるか、過去 10 年間にどのような政策が実施されたかをとりまとめる。

(2)米国の過去 10 年間の主な国際競争力強化政策と成果(別添2作成)

2000 年以降の主な国際競争力強化政策を調べ、政策動向、成果を取りまとめる。

(3)米国の競争力強化関係省庁・機関の過去 5 年間の主なプロジェクト・予算(別添3作成)

米国の競争力強化関係省庁・機関で、現在実施されている国際競争力強化のための制度を調べ、その傾向、狙い、成果などを取りまとめる。

(4)米国の国際競争力関係の税制調査(最終的には別添4を作成する)

以下を調査する。

- i. 法定実効税率 ①法人税率、②法人住民税・事業税
- ii. 研究開発促進税制①控除の方法、②控除の上限、③現行法の適用期限
- iii. 減価償却制度(自動車、半導体、工作機械製造設備について)
①償却期間、②償却可能限度額、残存簿価
- iv. 設備投資促進税制
- v. その他優遇税制

※ 応募の際には上記の調査内容を反映した具体的な企画書を提出すること。

3. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体

制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・委託金額：上限 200 万円(消費税含む)
(他通貨建ての場合、為替の変動により委託金額が多少上下することがあります。)
- ・契約期間：契約締結日から平成 23 年 3 月 20 日まで
- ・提出物：(1)平成 23 年 2 月末までにラフな調査結果を提出する。
(2)内容指摘を踏まえて、平成 23 年 3 月 20 日までに最終報告書を提出する。
(3)報告書並びに資料は、紙媒体(1 部)の他電子データでも提供のこと

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 22 年 12 月 28 日～平成 23 年 1 月 7 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 23 年 1 月下旬(予定) HP で公表いたします。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:総務企画グループ 金丸

E メール:(kanemaru@jmcti.or.jp)

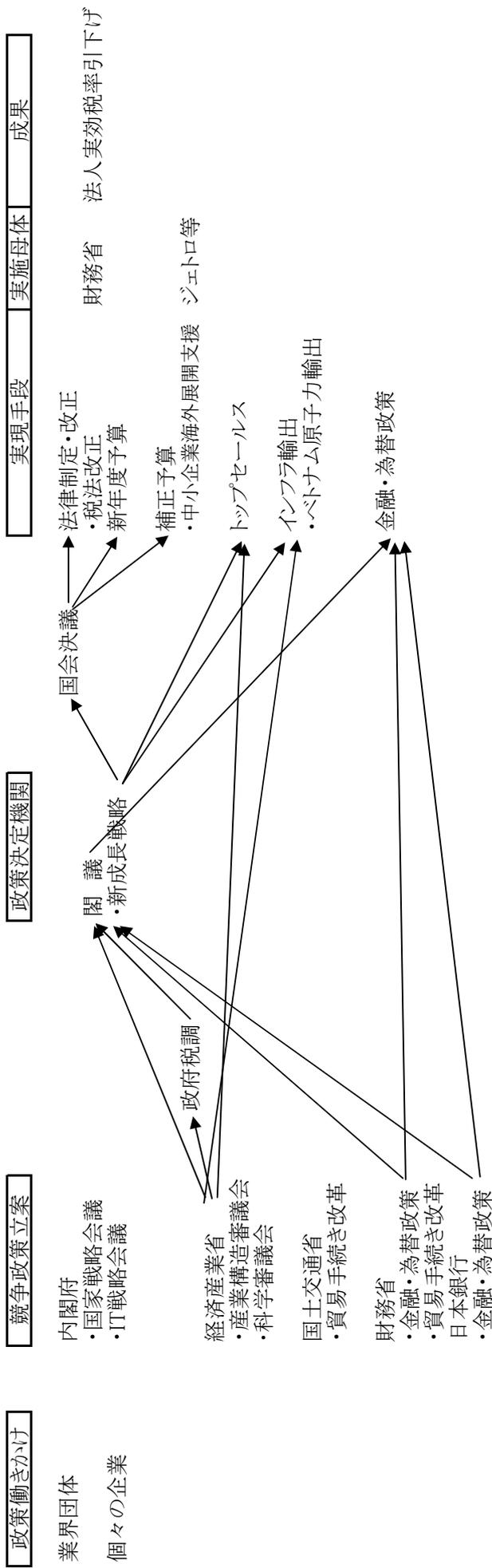
TEL:03-3431-9379

FAX:03-3436-6455

以上

(別添1)

1. 政策策定・実施メカニズム



(別添2)

2. 過去10年間の主な国際競争力強化政策(為替政策を必ず入れる)

| 実施年月 | 主な政策 | 内 容 | 具体化された政策 | |
|---------|-------|--|----------|-------------------------|
| | | | 実施年月 | 具体的内容 |
| | | | | 実施母体 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 2006年 | | | | |
| 2007年 | | | | |
| 2008年 | | | | |
| 2009年 | | | | |
| 2010年6月 | 新成長戦略 | 1. 環境・エネルギー・大国戦略 2. 健康大国戦略 3. アジア経済戦略 4. 観光立国・地域活性化戦略 5. 科学・技術・情報通信立国戦略 6. 雇用・人材戦略 7. 金融戦略 | 2010.9. | ベトナム原子力輸出 国際原子力輸出委員会 |

2000～2005年

(別添3)

3. 現在実施されている各国・地域の国際競争力強化制度(過去3年間)

| | 現行制度 | 実施期間 | 予算 | 内容 | 成果 |
|---------|---------------|--------|--------|---|----|
| 経済産業省 | イノベーション助成制度 | 2010年度 | 57.6億円 | 中小・ベンチャー企業等の有望な先端産業技術開発、実用化に向けた取り組みに補助 | |
| 産業総合研究所 | 国際標準提案型研究開発事業 | 2010年度 | 14億円 | スマートグリッド関連技術など我が国が優位にある先端技術の普及に向けた標準化のための追加的試験の実施 | |
| 国土交通省 | | | | | |

(別添4)

各国制度のまとめ (試算前提)

| 国名 | 日本 | 韓国 | 中国 | 米国 | ドイツ |
|------------|---|---|---|--|------------|
| 法定実効税率 | 法人税率 住民税率 事業税率 合計 | 25.00% | 24.00% | 31.91% | 22.10% |
| 研究開発促進税制 | 27.98% 11.56% 39.54% | 2.50% | 3.00% | 8.84% | 16.21% |
| 控除の算式 | 27.50% | 27.00% | 40.75% | なし | 38.31% |
| 減価償却制度 | 税額控除率=8%+売上高試験研究費比率×0.2 (※控除率の上限は10%) ・研究開発費増加額に対し追加的に5%を税額控除(当期の研究開発費一直前3年間の平均)×5% | 税額控除額=(当期の研究・人材開発費発生額-直前4年間の平均発生額)×40% (※中小企業の場合50%) | 研究開発費が前年比10%増加した場合、実際の発生額の50%を課税所得から控除。 | <売上高試験研究費比率 →税額控除率> 1%超 1.5%以下→2.65% 1.5%超 2%以下→3.2% 2%超→3.75% | なし |
| 償却可能限度額 | 法人税額の20% | なし | 課税所得以内 | (控除前税額-2.5万ドル)の25% | |
| 償却期間(製造装置) | 恒久措置(※総額型) ※増加型は06~07年度の措置 | 2006年12月31日 | 2005年12月31日 ※試算では恒久化を想定 | 2005年12月31日 ※試算では恒久化を想定 | |
| 償却可能限度額 | 半導体 5年 液晶 10年(5年) 自動車 10年 | 4年 4年 8年 | 3年 5年 10年 | 5年 7年 | 6年 |
| 償却可能限度額 | 95% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 償却可能限度額 | 5% | (備忘価額1ウオン) | 0 | 0 | (備忘価額1ユーロ) |
| 償却可能限度額 | 10% | 5% | 10% | 0% | 0% |

- 備考：1. 日本の実効税率は法人事業税において外形標準課税(2004年度導入)の対象となる資本金1億円超のケース(外形標準課税導入前は40.87%)。法人税率は30%だが、法人税の計算上、法人事業税は損金算入されるため、その点を調整して算出している。
2. 韓国の実効税率は課税標準1億ウォン超過のケース。住民税は法人税の10%。
3. 中国の法人税率は30%だが、ここでは沿海経済開放区、経済特区および経済技術開発区の旧市街地の生産型外資企業の軽減税率(24%)を用いた。中国の税率の3%は地方税。
4. 米国の州法人税はカリフォルニア州の例。連邦税の最高限度税率は35%だが、連邦税の計算上、州税は損金算入されるため、その点を調整して算出している。
5. 韓国の償却期間は、標準耐用年数では半導体・液晶5年、自動車10年だが、標準耐用年数のプラスマイナス25%の選択が可能であるため、ここではマイナス25%のケースを選択することとした。
6. 中国では、半導体生産設備は特別な償却方法として「最短短期年限を3年とする資産」に指定されている(「電子設備」は通常5年)。
7. 日本の液晶製造装置の償却期間は半導体に準拠して5年が認められるケースがある。
- 資料：日本機械輸出組合資料、財務省IP「法人税など(法人課税)に関する資料(平成18年4月現在)」よりニッセイ基礎研究所作成。